

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの
間の協定の概要

平成26年8月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

交渉の経緯

2005 年 4 月 日豪首脳会談において、政府間の共同研究を開始することで一致。

2006 年 12 月 全 5 回の研究会合を開催し、共同研究報告書を取りまとめ。

安倍総理大臣とハワード首相（当時）の日豪首脳電話会談において、日豪 E P A 交渉を開始することを決定。

2007 年 4 月 交渉開始（第 1 回交渉会合を開催）

〔 2012 年 6 月までに計 16 回の交渉会合を開催 〕

2014 年 4 月 安倍総理大臣とアボット首相の日豪首脳会談において、大筋合意を確認。

2014 年 7 月 8 日 安倍総理大臣とアボット首相が協定に署名（別添）。

(別添)

安倍総理とアボット首相
共同声明

“21世紀のための特別な戦略的パートナーシップ”(抜粋)

トニー・アボット首相は、7月7日から10日まで、安倍晋三総理大臣と安倍昭恵夫人をオーストラリア政府の公賓としてオーストラリアに歓迎できることを悦ばしく思った。安倍総理の訪問は、非常に成功したアボット首相の2014年4月の日本政府公賓としての日本訪問を受けて行われた。

安倍総理が7月8日にオーストラリア議会で行った演説は、日本とオーストラリアとの間の長く続く深い友情、両国の持続的な経済関係、平和、安定及び繁栄について共有された戦略的利益並びに人と人との強いつながりを強調した。安倍総理は、オーストラリアの人々に対し、2011年の津波直後の彼らの確固たる支援に対して感謝しつつ、両国の多くの協力分野を強調した。

7月8日の会談で、両首脳は、民主主義、人権、法の支配、市場の開放と自由貿易を含む共通の価値と戦略的利益に基づく、日本とオーストラリアとの間の特別な関係を確認した。両首脳は、特別な関係を前進させるため、毎年、日本とオーストラリアとで交互に会合することを確認した。

(経済関係)

両首脳は、1957年の通商協定以降、二か国間で最も重要な経済協定である日本とオーストラリアとの間の経済連携協定(EPA)に署名した。日豪EPAは、今後数十年の二国間の貿易と投資の拡大を支え、二国間の経済関係を新しい段階へと引き上げる。両首脳は、両国が日豪EPAを可能な限り早期に発効させるよう取り組むことを確認した。

両首脳とオーストラリア及び日本のビジネスリーダーらとの議論では、液化天然ガス及び石炭への投資を含む日本からの投資を継続することによって、日本への資源とエネルギーの最も重要な供給地の一つとして未来に向けてオーストラリアを位置付けることを確認した。ビジネスリーダーらは、日豪EPAを、製造業、農業、そして金融業を含む貿易関係の成長を飛躍させるものであると指摘した。

協定の意義

豪州は、普遍的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナー。日豪 E P A は、豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、更には二国間関係の緊密化に寄与。また、豪州は、これまで日本が締結した二国間 E P A のパートナーとして最大（第 4 位）の貿易相手国。

（参考）日本の貿易相手国（2013 年） 1 位：中国、2 位：米国、3 位：韓国

主な成果

1. アジア太平洋地域のルール作りを促進

貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野を含む包括的協定。アジア太平洋地域のルール作りに資する高い水準の規律を確保。

2. 日本企業・投資家の競争力確保

豪州は米国と F T A を締結済み、韓国と署名済みであり、中国等との交渉も推進中。こうした中、関税撤廃、投資・サービス分野の自由化約束等を通じ、豪州市場における日本企業の競争力確保に寄与。日本企業による豪州企業への投資に係る規制が多くの業種において緩和されたため、日本企業の投資条件が豪州と F T A を締結していない国の企業の投資条件に優位。また、政府調達章を設け、W T O 政府調達協定を締結していない豪州の政府調達市場へのアクセスを改善。

3. 日本企業・投資家の活動の円滑化

投資の自由化・保護・促進に係る待遇（内国民待遇、最恵国待遇等）、包括的で高い水準の知的財産の保護、商用訪問者等の入国・一時的滞在許可の約束や手続の簡素化等を通じ、日本企業が円滑に活動できる環境を整備。

4. エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化

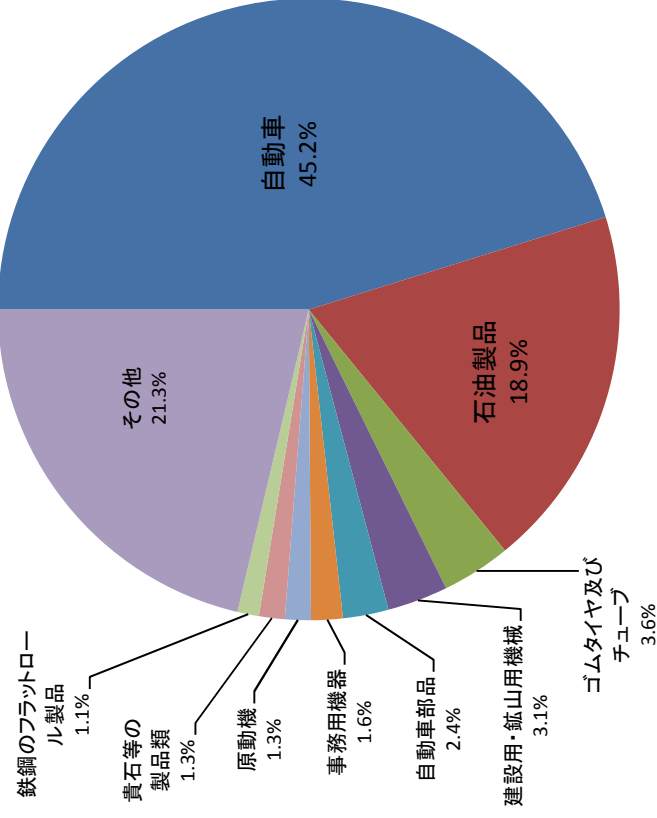
豪州は日本の主要なエネルギー・鉱物資源及び食料の調達先。日豪 E P A では、エネルギー・鉱物資源章に加え、日本の E P A で初めて食料供給章を設け、安定的な関係の重要性を確認。特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出を制限する措置を導入する場合でもこれを限定し、また、情報提供・協議ができる仕組みを整備。

日オーストラリアEPA 物品市場アクセスの概要

往復貿易額の約95%を協定発効後10年間で関税撤廃

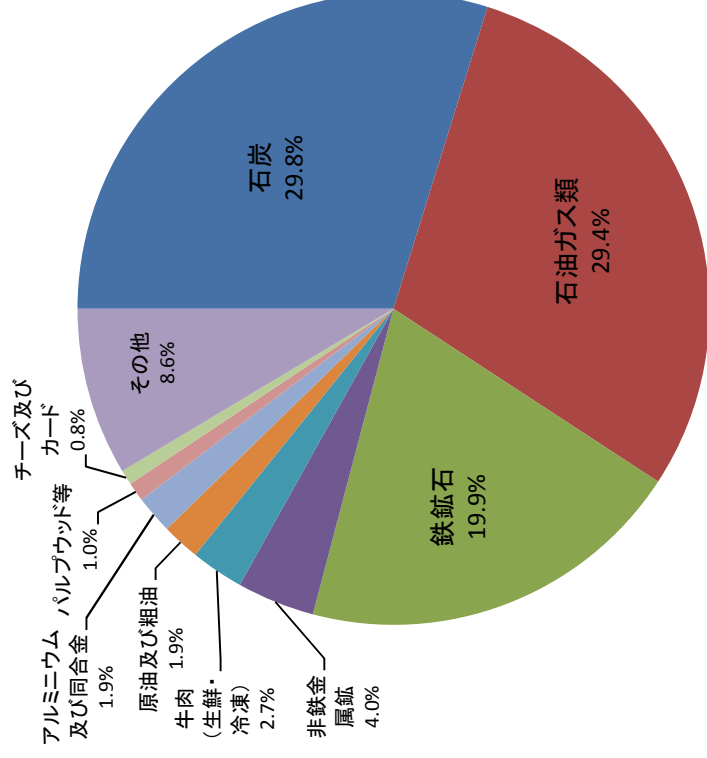
豪州市場へのアクセス改善

日本からの輸入額の約99.8%が無税化
(2013年豪州貿易統計)



日本市場へのアクセス改善

豪州からの輸入額の約93.7%が無税化
(2013年財務省貿易統計)



日豪間貿易構造

日本→豪州(2013年)
対豪輸出総額 約1.7兆円

出典:財務省貿易統計(2013年)
豪州貿易統計(2013年)

豪州→日本(2013年)
対豪輸入総額 約5.0兆円

協定の概略

物品の貿易

関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等を規定。本協定に基づき関税を撤廃又は削減した原産品に対して、二国間セーフガード措置の適用のための規則を定める。また、一定の条件の下で特定の農産品に関する特別セーフガード措置を定める。

(1) 関税撤廃・引下げ

締約国は、協定の附属書に定める条件に従って、原産品について関税を撤廃し又は引下げることになる。

日豪EPAの自由化率(即時撤廃及び10年以下の段階的撤廃)は、我が国は輸入額ベースで93.7%、品目ベースで88.4%、豪州は輸入額ベースで99.8%、品目ベースで99.8%となる。

主要品目の関税撤廃・引下げ

① 豪州市場へのアクセス

< 鉱工業品 >

- ・ 大部分の品目につき即時関税撤廃
- ・ 自動車
 - ・ 我が国からの完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃
 - ・ 特に主力の1500cc超3000cc以下のガソリン車(乗用車、オフロード車等)は全て即時関税撤廃
 - ・ 1000cc超1500cc以下ガソリン車(乗用車)、2500cc超ディーゼル車(オフロード車)、トラック/商用車(3.5t超)についても即時撤廃
 - ・ 残る完成車も3年目での関税撤廃
- ・ 自動車部品
 - ・ 即時を含む主に3年目以内での関税撤廃
 - ・ 具体的には、エンジン・構成部品及び駆動軸の一部、タイヤ(我が国からの自動車部品輸出額の約20%)等は即時撤廃、マフラー(消音装置)等は3年目撤廃
- ・ 鉄鋼
 - ・ 即時又は5年目での関税撤廃
 - ・ 熱延鋼板は殆どが即時撤廃、冷延鋼板・めっき鋼板は5年目撤廃

- ・エアコン、テレビ、蓄電池等の全ての一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品除く）：即時関税撤廃

<農林水産品>

- ・全ての品目につき即時関税撤廃

② 日本市場へのアクセス

<鉱工業品>

- ・ほぼ全ての品目を即時から 10 年間で関税撤廃

<農林水産品>

- ・コメ：関税撤廃等の対象から除外
- ・小麦：食糧用…将来の見直し
飼料用…食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化。
- ・牛肉：冷凍…段階的に 18 年目に 19.5%まで削減
冷蔵…段階的に 15 年目に 23.5%まで削減
※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入
- ・乳製品：
 - ・脱脂粉乳、バター：将来の見直し
 - ・プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当
枠数量：4,000 トン→20,000 トン（20 年間かけて拡大）
枠内は無税、国産品の使用を条件（国産品：輸入品=1:3.5）
 - ・プロセスチーズ：関税割当
枠数量：50 トン→100 トン（10 年間かけて拡大）
枠内税率：段階的に 10 年間かけて 50%削減
- ・砂糖：一般粗糖、精製糖：将来の見直し
高糖度粗糖：精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定
- ・ボトルワイン：7 年間で関税撤廃

(注) 食糧用麦（小麦・大麦）、牛肉、乳製品、砂糖については、協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しを行う。日本が第三国に対して与えた特恵的な市場アクセスの結果として競争力に重大な変化がある場合には、見直しを行う。（なお、見直しに係る協議の結果は予断されていない。）

(2) セーフガード

① 二国間セーフガード

関税の撤廃又は引下げの結果としての輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として関税譲許の約束を一時的に撤回できることとし、その内容及び手続を整備。

発動要件：当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果による、輸入の絶対的又は相対的増加により、国内産業に重大な損害又はそのおそれがある場合。

措置内容：関税の更なる段階的引下げの停止。

発動時における最恵国（MFN）税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低いほうまでの関税引上げ。

発動期間：原則3年以内、例外的に最長4年まで延長可能。

② 特定の農産品に関する特別セーフガード

関税率が削減される豪州産牛肉について、一定の基準数量を超えた場合に、関税率が現行の38.5%に戻る制度を導入。

③ 一般セーフガード

輸入の急増により国内産業に損害又はそのおそれが認められる場合、WTO協定による一般セーフガード措置を発動する権利を確認的に留保。

原産地規則

本協定上のEPA税率が適用される原産品の要件（原産地基準）及び原産品であることの申告・確認手続（原産地手続）を規定。

(1) 原産品の要件に係る規定（原産地基準）

以下のいずれかを満たす産品は締約国の原産品となる。

① 締約国で完全に得られる産品（完全生産品）

② 原産品である材料のみから締約国において完全に生産される産品

③ 材料として輸入品（非原産材料）を使用している場合において、

附属書に定める品目別の原産地規則を満たす産品（関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準を採用。）

(2) 原産品であることの申告・確認手続に係る規定（原産地手続）

輸出国発給機関が発給する原産地証明書による証明方法に加え、輸入者等が自ら作成した、輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法を規定。また、輸入品が原産品であるか否かに関する確認手続等についても規定。

税関手続及び貿易円滑化

税関手続の透明性、関税法令の適正な執行及び物品の速やかな通関のための枠組みとして、関税関係法令に関する情報の公表、事前教示手続の採用・維持、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、国際基準への調和化を定める。

また、関税法令の違反の抑止及び効果的な取締りを確保するため、税関当局間の協力・情報交換を促進。情報交換協力に関して、相手国の税関当局から書面による事前の同意があれば、提供された情報の刑事手続への使用が可能。

(参考)

これまで我が国が締結したEPAの税関手続・貿易円滑化章では、税関当局間の事前同意に基づき提供情報の刑事手続への使用を認めるものは存在せず、日豪EPAが最初の事例となる。

衛生植物検疫

情報交換による協力の促進、科学的協議等を行う小委員会を設置。小委員会の調整及び相手国の照会に応ずる調整当局を指定。

強制規格・任意規格・適合性評価手続

国際規格等の扱い、相手国の強制規格及び適合性評価手続の扱い、強制規格等の作成における透明性について定める。情報交換や協議を行う小委員会を設置。

食料供給、エネルギー・鉱物資源

食料及びエネルギー・鉱物資源分野の重要性にかんがみ、安定的な供給、特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出の制限を導入する場合でも制限の限定・情報提供・協議等について規定。食料供給章が日本のEPAに規定されるのは本協定が初。

サービス

内国民待遇、最恵国待遇、数量・外資規制、現地における拠点等に関する規律を定める。ネガティブリスト方式（留保を付した分野以外は自由化を約束）を採用。電気通信サービス、金融サービスについても追加的な約束を規定。

自然人の移動

商用訪問者、企業内転勤者、投資家等の自然人、また、その配偶者と子に対する入国及び一時的な滞在の許可に関する約束を規定。手続の簡素化、迅速化及び透明性の向上についても定める。

電子商取引

電子送信に係る関税不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者及び個人情報の保護等について規定。情報交換、中小企業及び非政府機関の電子商取引の利用促進等に係る協力についても定める。

投資

投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家対国家の紛争解決手続について再協議を行うことを定める他、ネガティブリスト方式（留保を付した分野以外は自由化を約束）を採用。また、外資の投資審査基準額を緩和。

競争

競争を促進するために、各国が適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為に対する取組に関して協力すること、消費者保護を促進するために情報交換等を行うこと等を定める。

知的財産

十分に効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとることを定める。

政府調達

政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等について定める。

経済関係の緊密化

経済関係の一層の緊密化を目的として、貿易及び投資の促進につき協議するために、政府関係者に加え、産業界関係者も招請可能な小委員会を設置。

各国とのEPAの進捗状況 (2014年7月時点)

 : 大筋合意
 : 署名
 : 共同研究等
 : 交渉
 : 発効済み

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
シンガポール		11月											
メキシコ		3月	9月	4月									
マレーシア			5月	12月	7月								
チリ					2月	3月	9月						
タイ			9月			4月	11月						
インドネシア						8月							
ブルネイ						12月	6月						
ASEAN全体						8月	4月	12月					
フィリピン			11月	9月									
スイス							2月	9月					
ベトナム							12月	10月					
インド						1月			9月	2月			
ペルー									5月	11月	8月		
韓国			12月										
GCC(注1)						9月							
豪州													
モンゴル													
カナダ													
コロンビア													
日中韓													
EU													
RCEP(注2)													
TPP(注3)													
トルコ													

(注1)GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)

(注2)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)交渉参加国 : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注3)TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉参加国 : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)